

教区会議員選挙（2026年4月20日）のお知らせ（予告）

このたび、来る2026年4月20日（月）に、選出教区会議員の任期満了に伴う選挙が実施されます。

この選挙の正式な告示は、2026年3月27日（金）に行う予定ですが、教区会議員選挙条例第15条及び宗議会議員選挙条例第47条第3項に基づき、必要な事項についてあらかじめお知らせさせていただきます。

なお、日程は変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

九州選挙区選挙管理会

1 選挙の基本日程について

このたびの選挙の基本日程は次のとおりとなります。

■選挙人名簿作成基準日	<u>3月24日（火）</u>
■選挙人名簿の閲覧可能期間	<u>3月25日（水）</u> ～ <u>4月20日（月）</u>
■選挙の期日等の告示日	<u>3月27日（金）</u>
■立候補受付期間	<u>3月30日（月）</u> ～ <u>4月1日（水）</u>
■立候補辞退受付期間	（立候補届受理後）～ <u>4月3日（金）</u>
■期日前投票期間	<u>4月17日（金）</u> ～ <u>19日（日）</u>
■選挙の期日（投票日）	<u>4月20日（月）</u>

2 選挙資格及び被選挙資格について

- 九州選挙区の議員の定数 23人
- 今回の選挙で選出すべき議員の数 23人

（1）選挙資格

住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者は、選挙資格を有し、選挙において投票することができます。ただし、住職代務者を置いている寺院の住職又は教会主管者代務者を置いている教会の教会主管者及び下記（1）～（3）に掲げる者は、選挙資格を有しません。

- （1）謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行を終わるまでの者又は施行を受けることがなくなるまでの者
- （2）本派の選挙に関し謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行を終わった後4年を経過しない者又は施行を受けることがなくなった後2年を経過しない者
- （3）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又は執行を受けることがなくなるまでの者

また、宗務役員その他役職により住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者を命ぜられた者は、その寺院又は教会においては、選挙資格を有しません。

(2) 被選挙資格

選挙資格を有する住職又は教会主管者は、被選挙資格を有し、選挙において立候補することができます。

ただし、下記(1)～(3)に掲げる者は、被選挙資格を有しません。

- (1) 条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にあった者で、当該選挙の告示日の前日までにその職を退いていない者
- (2) 宗議会議員、組長又は査察委員であった者で、当該選挙の告示日の前日までにその職を退いていない者
- (3) 宗議会議員選挙条例で定める中央選挙管理委員会及び選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員であった者で、当該選挙の告示日の前日までにその職を退いていない者

3 選挙人名簿の閲覧及び異議申立について

(1) 選挙人名簿の閲覧について

選挙の投票及び立候補は、選挙人名簿に登載された選挙人でなければ行うことができません。そのため、選挙人名簿の登載状況を確認するために、名簿の「閲覧制度」が定められています。

①閲覧可能期間：3月25日(水)～4月20日(月)

※休日、祝日及び教務所の事務休止日を除く

②閲覧の目的：本人又は親族若しくは所属寺院及び氏名の知っている者が、選挙人名簿に正しく登載されているかの確認。

③閲覧場所及び閲覧方法：教務所において、申請した対象者の名簿登載状況を目視にて確認する。

④申請方法：閲覧場所に備え付けの申請書に必要事項を記入する（押印必要）。

(2) 異議申立について

選挙人名簿は、名簿作成基準日（3月24日）現在の宗派登録情報（宗派承認が必要な手続きは承認済みの情報のみを反映）を元に作成されます。万が一名簿の記載情報に脱漏、誤載又は誤記があった場合は、閲覧時に立ち会う選挙係（教務所員）に申し出て確認を求めてください。

なお、確認した内容に承諾できない場合は、選挙管理会への異議申立ができますので、所定の申立書を提出してください。ただし、異議申立ができる期限は3月30日(月)までとなりますので、ご注意ください。

4 立候補について

立候補は、本人が自ら届け出る必要があります。申し出がありましたら、届出に必要な用紙や諸注意を記した書類一式をお渡ししますので、あらかじめ選挙管理会までご連絡ください。

5 選挙運動について

選挙運動は、期間、内容及び選挙運動を行うことができる者に制限があります。詳しくは「[教区会議員選挙における選挙運動について](#)」(本紙6～7頁)をご参照ください。

6 選挙人に対する通知について

立候補者に関する情報や投票所に関する詳しい情報は、選挙管理会が選挙人に対する通知としてまとめ、あらためてお知らせさせていただきます。なお、選挙人に対する通知は、選挙管理会からの発送事務の完了期限を4月13日(月)として、選挙人に送付します。

7 投票について

(1) 直接投票

直接投票は、4月20日(月)の9時～17時に、組を単位に定められた投票区の投票所において行われます。各投票区の投票所の設置場所等については、あらためて選挙人に対する通知でお知らせします。なお、選挙人名簿の作成基準日以後に他の組へ所属移転等をされた場合でも、名簿作成基準日現在の組が所属する投票区で投票を行う必要がありますので、ご注意ください。

《投票区一覧表》

所属する選挙区	投票区の名称	投票の区域	投票所を設置する地域
九州	四日市	宇佐・豊前中津・京都・田川・日田玖珠組	宇佐市
	大分	大分東・大分別府・奥豊後組	大分市
	筑前	福岡組	福岡市
	久留米	久留米三井・三井西・浮羽・八女・三潆・山門西・山門東・唐津組	久留米市
	大牟田	大牟田三池組	大牟田市
	長崎	長崎組	長崎市
	熊本	熊本中・熊本北・熊本西・熊本南組	熊本市
	阿蘇	熊本東組	阿蘇市
	鹿児島	鹿児島組	鹿児島市
	宮崎	宮崎組	都城市

(2) 期日前投票

選挙の当日投票所に行くことができない選挙人は、下記の期間中に期日前投票をすることができます。詳しくは選挙人に対する通知にてお知らせしますので、ご確認ください。

期日前投票所	対象となる投票区	期間	受付時間
教務所	すべての投票区	4月17日(金)～19日(日)	9:00～17:00

(3) 郵便投票

A：交通その他の事情により郵便投票を行うことがあらかじめ法規で定められた投票区又は寺院（教会）に所属する選挙人は、郵便による投票（郵便投票）を行います。投票を行うこととなったときは、投票用紙等の必要書類を4月13日（月）を発送事務の完了期限として、寺院（教会）の所在地に送付します。

B：上記A以外の選挙人についても、直接投票又は期日前投票のいずれも行うことができない特定の事由がある場合は、選挙管理会への事前の届出により、郵便投票を行うことができます。詳細は以下の内容をご確認ください。ただし、郵便投票を行う選挙人は、直接投票・期日前投票を行うことはできません。また、一旦届出が受理された後は取りやめることができないので、ご注意ください。

①事前届出による郵便投票を行うことができる場合の事由

- ・交通事情その他居住地の都合による場合（Aに該当する寺院に所属する選挙人であって、寺院とは居所が異なる選挙人についても適用可能）
- ・入院、病気又は身体の故障による場合
- ・宗務又は法務等の都合による場合

②事前届出の方法

- ・下記③の届出期限までに、選挙管理会（教務所）に所定の「郵便投票届出書」を書留郵便（書留速達又は簡易書留）で送付してください。
- ・届出書には、運転免許証の写しや住民票等、「本人の氏名、生年月日が確認できる証明書（本人確認書類）」の添付が必要です。
- ・届出書は、郵便投票を希望する選挙人1人につき、1通が必要です。他人の届出をまとめた届出などは受理することができません。
- ・届出書は、教区のWEBサイトからダウンロードいただくか、事前に選挙管理会（教務所）からお取り寄せください。

③事前届出の期限

4月8日（水）17時必着

④事前届出の受理

選挙管理会にて郵便投票の事前届出を受理したときは、投票用紙等の必要書類を4月13日（月）を発送事務の完了期限として届出の住所に送付します。ただし、無投票となった場合は、その旨を別途お知らせさせていただきます。

⑤郵便投票の方法

投票用紙等が届きましたら、以下の手順で投票手続きを行い、選挙管理会（教務所）宛に郵送してください。

- ・投票用紙に投票する候補者1名の氏名を記入する。
- ・投票用紙のみを投票用封筒に入れて封をする。

- ・封をした投票用封筒を郵便用封筒に入れてさらに封をする。
- ・郵便用封筒の裏面に住所・氏名等を記載する。
- ・選挙管理会（教務所）宛に書留郵便（書留速達又は簡易書留）にて郵送する。

※4月20日（月）午後5時必着

（4）無投票

候補者の数が選挙区の議員の定数を超えないとき、若しくは候補辞退等により超えなくなったときは、無投票となります。

8 開票について

開票は教務所にて行います。開票日時については、選挙人に対する通知でお知らせします。

9 教区WEBサイト等でのお知らせ等について

選挙に関する必要な情報は、教区WEBサイトなどSNSにおいても随時お知らせしますので、ご確認ください。

その他ご不明な点は、選挙管理会（教務所）までお尋ねください。

以 上

教区会議員選挙における選挙運動について

選挙運動とは

一般的に選挙運動とは、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得しめるために直接又は間接に行うあらゆる活動をいいます。また、同様の目的で、特定の候補者の投票を得しめないために行う活動も含まれます。

宗門の選挙制度では、選挙の公正・公平を保つため、条例により様々な規制や禁止行為を定めており、これに違反した場合は、当選の取り消しや懲戒に処せられる場合があります。

選挙運動のできる期間

選挙運動は、候補者自身が立候補届を提出した後から、期日前投票が行われる日の前日（4月16日）まででなければなりません。

選挙運動ができる者

選挙運動は、各選挙区の選挙管理会に届け出て受理された候補者、選挙事務長及び選挙運動員でなければなりません（選挙事務所の労務を含む）。

候補者は、届出受理後に選挙区の選挙管理会によって告示されます。

また、選挙事務長及び選挙運動員は、選挙運動中は選挙管理会が発行する届済証明書書を常に携行し、要請があったときはこれを掲示することが義務付けられています。

※届出事項以外の肩書（所属団体の役職名など）を利用した選挙運動はできません。

★次の役職にある者は、選挙事務長及び選挙運動員になることができません

- ① 条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者
- ② 組長、副組長（候補者である者を除く）及び査察委員
- ③ 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員
- ④ 選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員

選挙運動の方法

郵便、印刷物を用いた選挙運動

・次に定める普通扱いの通常郵便物の発送

ア：第一種定形郵便物

イ：郵便書簡（ミニレター）

ウ：市内特別定形郵便物

エ：第二種通常ハガキ

※速達・書留・特定記録等、「普通扱い」以外の郵便物は認められません

・選挙事務所における印刷物の掲示

禁止されている行為

候補者、選挙運動者の有無を問わず、選挙に関し、「投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的」で行う次の行為は懲戒対象の行為として禁止されています。

- ・ 金品の贈与又は飲食物の提供及びその約束等
- ・ 身分又は財産上の利益や公私の職務の供与及びその約束等
- ・ 戸別訪問や呼び出し
- ・ 法要その他の集会での演説又は勧誘
- ・ 選挙の自由の妨害
- ・ 運動ができない者が選挙運動をすること、又はこれをさせること
- ・ 選挙運動として認められた行為以外の方法による郵便、電報その他文書又は印刷物の発信（電話、インターネット、メール、SNS等を含む）や配布
- ・ 選挙事務所以外の場所での印刷物の掲示
- ・ 候補者の身分又は経歴に関して、虚偽の事項を公にすること
- ・ 予想をするための人気投票や予選など
- ・ 選挙運動期間外の運動
- ・ 当選又は落選に関する挨拶行為
- ・ 選挙事務長、選挙運動員及び選挙事務所の設置に関する規定違反

※選挙運動についてご不明な点は、選挙委員会にお尋ねください。